

一般社団法人 家財整理相談窓口
令和 4 年度臨時社員総会

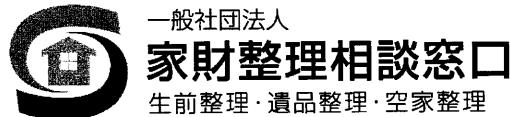
令和 5 年 5 月 9 日(火) 招集
令和 5 年 5 月 24 日(水) 決議

令和4年度 臨時社員総会（書面開催）議案

一般社団法人家財整理相談窓口

1. 令和5年5月9日（火）
2. 招集者 : 一般社団法人家財整理相談窓口
代表理事 林 武広
3. 議案 : 第一号議案 定款変更について
第二号議案 役員選任について
第三号議案 一般社団法人日本特殊清掃隊との吸収合併について

以上



令和 4 年度臨時社員総会 議案説明

【第一号議案】定款変更について

家財整理相談窓口の事業に、特殊清掃技能に関する特許権等の利用および管理に関する事項が追加されたため、定款に追記いたしました。

【第二号議案】役員選任について

組織体制強化に伴い、役員増員により組織運営を充実させる必要性があると考えます。

【第三号議案】一般社団法人日本特殊清掃隊との吸収合併について

一般社団法人日本特殊清掃隊（代表理事 桜井嗣実）との協議により、一般社団法人家財整理相談窓口が同法人を吸収する吸収合併について双方法人が意思決定をいたしました。一般社団法人家財整理相談窓口は、この合併を機に、特殊清掃業界の技術向上と健全な発展を支援して行きます。

各案件について、ご理解の程、よろしくお願ひいたします。

令和 5 年 5 月 9 日

一般社団法人家財整理相談窓口 事務局

一般社団法人家財整理相談窓口

目的 現在	目的 変更
(目的) 第3条 この法人は、消費者に対する家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理）業に係る適切な広報、情報提供や講座・セミナー等の開催、相談窓口支援等を行うとともに、家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理）及び特殊清掃業界の組織強化、調査研究、業務品質等を確保・指導を行うことにより、家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理・空家整理）及び特殊清掃業界の健全な発展を支援する。また、住宅確保要配慮者居住支援法人としての活動を行い、国民経済の振興、社会福祉の増進等を図り、社会貢献を行うことを目的とする。	(目的) 第3条 この法人は、消費者に対する家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理・リユース）及び特殊清掃業界に係る適切な広報、情報提供や講座・セミナー等の開催、相談窓口支援等を行うとともに、家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理・リユース）及び特殊清掃業界の組織強化、調査研究、業務品質等を確保・指導を行うことにより、家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理・リユース）及び特殊清掃業界等の健全な発展を支援する。また、住宅確保要配慮者居住支援法人としての活動を行い、国民経済の発展、地域経済の振興、社会福祉の増進等を図り、社会貢献を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消費者に対する適切な広報、情報提供、講座・セミナー等の開催
- (2) 消費者に対する相談窓口支援
- (3) 家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理・リユース）及び特殊清掃業界等の健全な発展のための、業界の組織強化、行政との折衝、調査研究
- (4) 家財整理（生前整理・遺品整理・空家整理）及び特殊清掃業界の健全な発展のための、業務品質（講習、指針開示、指導等）の確保
- (5) 居住支援の普及及び発展を目的とする活動
- (6) 住宅確保要配慮者の入居支援活動
- (7) 住宅確保要配慮者の生活支援活動
- (8) 上記各号に関する特許権、その他法的財産権、無体財産権の取得、利用及び管理等

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

(9) 上記各号に関する付随業務全般

2 前項の事業は、日本国内において行うものとする。

【第二号議案】

役員の選任について

令和4年度における組織体制の強化に伴い、役員増員により組織運営を充実させる必要性があると思われ、役員候補を推薦いたします。

< 理事候補者 >

- ・江連 秀夫（現監事）（株式会社エヅリン 代表取締役）
- ・桜井 嗣実（TC ワークス株式会社 代表取締役）
- ・延原 直樹（株式会社ラスティック 代表取締役）

< 監事候補者 >

- ・中辻 慎一（弁護士法人 朱雀法律事務所 弁護士）

理事および監事就任後の任期は、現理事、監事と同様とし、令和7年1月開催予定の定時社員総会の日までとなります。

※定款 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

【第三号議案】

吸收合併契約書

一般社団法人家財整理相談窓口（以下「甲」という。）と一般社団法人日本特殊清掃隊（以下「乙」という。）は、甲が乙を吸収する吸收合併に関し、次のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

（合併の形式）

第1条

- 1 甲及び乙は、甲を吸收合併存続法人、乙を吸收合併消滅法人として合併する。
- 2 吸收合併存続法人及び吸收合併消滅法人の名称及び住所は、次のとおりである。

（1）吸收合併存続法人

名称 一般社団法人家財整理相談窓口
住所 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号新宿オーフタワー

（2）吸收合併消滅法人

名称 一般社団法人日本特殊清掃隊
住所 東京都中央区新富一丁目4番1号ウインド新富ビル501号室

（合併の効力発生日）

第2条

合併の効力発生日は、令和5年8月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

（法人財産の引継ぎ）

第3条

乙は、令和4年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

（善管注意義務）

第4条

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

【第三号議案】

(会員の移籍)

第5条

乙の会員は、効力発生日後に、甲に対し、正会員として入会することを申し込むことができ、甲の審査の上、甲の正会員となることができるものとする。

(合併条件の変更等)

第6条

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じた場合には、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(費用負担)

第7条

吸収合併登記に要する費用は甲が負担するものとする。

(本契約に定めのない事項)

第8条

本契約に定める事項の他、合併の実現に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定める。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲

乙